

道央廃組監査第34号
令和7年 1月22日

道央廃棄物処理組合管理者 横 田 隆 一 様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉 田 弘 幸

道央廃棄物処理組合監査委員 斉 藤 隆 浩

令和6年度道央廃棄物処理組合定期監査（財務事務監査）の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、令和6年度定期監査（財務事務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年度

定期監査（財務事務監査）報告書

令和 7 年 1 月

道央廃棄物処理組合監査委員

令和6年度定期監査（財務事務監査）報告書

1 監査の概要

(1) 監査の期間

令和6年12月9日から令和6年12月27日まで

(2) 監査の対象

道央廃棄物処理組合事務局企画課、総務課、施設課

(3) 監査の範囲及び方法

令和6年度4月から10月末までにおける財務に関する事務の執行が、関係法令、条例、規則等に基づき、公平普遍で計画的かつ効率的に行われているかについて、次の事項を重点として関係課から書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

ア 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

ウ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

エ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

オ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続きは、法令等の定めによるところにより適時、適正に行われているか。

カ 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

キ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

2 監査の結果

今回の監査は、組合事務局の所掌事務を対象に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されてい

るかについて、主に前記の項目を重点に関係書類を検査するとともに、１２月２３日に関係職員から説明を聴取し実施した。

項目別監査結果は次のとおりであり、財務に関する事務は良好に執行されていると認められ、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 収入事務関係

収入に関する事務については、主に調定から収入の整理に至るまで事務が適正に行われているかについて、調定書等の関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2) 支出事務関係

支出に関する事務については、違法、不当な支出又は不経済な支出がないかについて、旅行命令簿、金券類の受払簿、契約書類及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3) 契約事務関係

契約に関する事務については、契約の方法、手続、締結及び履行が関係法令等に基づいて適正に行われているかについて、設計書、仕様書、入札書、見積書、契約書、検査証及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(4) 財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、物品の管理等が適正に行われているかについて、関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。